

改訂中

鎌倉市立植木小学校いじめ防止基本方針

令和2年9月改訂
鎌倉市立植木小学校

【 学校教育目標 】

1 明るく元気な子

- ・健康な心と体、笑顔であいさつを交わす元気な子

2 豊かな心を持つ子

- ・人の思いを感じ、仲間を大切にする子
- ・郷土「植木」「鎌倉」を愛する子

3 すすんで学ぶ子

- ・課題を見つけ、自ら考え、一生懸命に取り組む子

【 いじめの定義 】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

①心理的ないじめ

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

②物理的いじめ

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

→①②に準じる行為全般を含む行為全般

【 いじめに対する基本認識 】

～いじめとは～

- ・いじめを受けた子どもに対する人権侵害であり、絶対に許されない行為である。
- ・どの子どもにも、どの学校でも起こり得る。
- ・家庭環境や対人関係など様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ・「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」「傍観者」といわれる周囲の子どもたちにも注意を払う必要がある。
- ・大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- ・その行為や様態により、犯罪行為として取り扱われるものもある。

【 いじめ対策の基本理念 】

- ・いじめは、人間として決して許されない行為である。すべての大人がいじめに対する正しい理解をもって、根絶に取り組まなければならない。
- ・自他の「いのち」を大切にする心を育む教育活動の充実に取り組まなければならない。
- ・いじめは、学校の内外を問わず様々な場面で起こりうることであり、市や県・国、家庭や地域、関

係機関・団体等と連携して取り組まなければならない。

- ・全児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組まなければならない。

- ・お互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりを進めていかなければならない。

1 本校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人によって感じ方やとらえ方が異なるため、「いじめ」なのかどうかの判断は慎重に行われなければなりません。大切なことは、いじめにつながる可能性があるすべての事例に対して、教職員がチームとなって迅速に対応することです。いじめ問題に取り組むにあたっては、日々「未然防止」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、早期に対応し、解消に向けて取り組みます。

本校のすべての子どもにとって、安全で安心して生活できる場所であるためにも、教職員が情報を共有し取り組むとともに、関係機関や教育委員会との連携も密にし、子どもたち一人ひとりに対しチームで支援する体制づくりを進め、早期発見、早期解決に努め、「いじめのない学校」を目指します。

また、いじめの問題には、学校や家庭だけの問題としてではなく、全ての大人の問題として取り組む必要があるため、日頃から地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めていきます。

(いじめの禁止)

本校では、いじめを禁止するとともに、いじめを放置しません。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組みます。

また、いじめが疑われる場合においても、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) 未然防止の考え方

- いじめ防止対策は、被害者・加害者を発見することだけを目的とするのではなく、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行うことが、最も合理的で最も有効であることが基本として取り組みます。

- 未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりであると捉えます。(自己有用感の育成)

- 学校は、わかる授業づくり、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫することに努めます。

- 学校は、「特別の教科道徳」(以下「道徳科」)の時間などを通して、児童生が主体的にいじめ問

題に取り組めるよう「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを教え、児童がいじめの問題について自ら考える機会を設けることに取り組みます。

○児童の生活する環境を清潔に保ち、清掃指導などを含めて、教育環境の整備を進めます。(清掃活動の指導充実、きれいな掲示物・校舎)

○いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。

(2) いじめ早期発見の取り組み

○「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から児童の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係の構築等に努めます。

植木小学校の「すぐやる！必ずやる！できるだけやる！」の方針で取り組みます。

○職員が情報を共有できるような体制づくりを進めます。(情報の共有化と早期対応)

※学年会・ブロック会議・拡大児童指導・支援委員会の活用

○現在ある連絡ノート、個人ノートなど、意識的、積極的に活用した取り組みに努めます。

○定期的な調査を実施します。

・記名式とし、年3実施します。第1回6月下旬、第2回11月下旬実施、第3回2月下旬実施予定とします。また、アンケート調査に、インターネット上のいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネット上のいじめの早期発見に向けた取組を進めます。

○個人面談を年2回(6月・11月)実施します。

○児童及び保護者がいじめに係る相談を行なうことができる相談体制を整備します。

・学期1回、児童相談週間を実施

・スクールカウンセラー、教育相談員等の活用。

・相談ポストの活用、相談電話・相談機関など行政からの案内の家庭配付

(3) いじめの早期解決のための対応・措置

○いじめを見た、またはいじめの疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる対応をします。

○教職員がいじめに係る相談を受けた場合やいじめをうけている疑いがある場合は、すみやかにその事実の有無を確認し、児童への支援・指導を迅速かつ適切に行います。

○相談・通報のあった事案は、「いじめ防止等対策委員会」を開催し、情報の共有と早期解決に努めます。

○いじめがあったことが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合には、学校は、いじめを受けた児童を守ることを第一に考え、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童及びその保護者に対して必要な支援を行います。

○いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であること理解させたり、自分の行動が相手の心身に及ぼした影響等に気付かせたりするなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さないよう助言や支援を行います。

- いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために、必要があると認められるケースについては、保護者との相談の上、いじめた児童に対して、一定期間別室等において学習を行う措置を講じます。
- いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解するよう指導します。
- これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機関等との連携の下で取り組みます。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、教育委員会に報告・協議し所轄警察署との相談や学校警察連携制度の活用など、警察と連携して取り組みます。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童やその保護者に対し、携帯電話利用教室等、必要な啓発活動を行います。また、学級活動や道徳、総合的な学習の時間などを活用して、情報モラル教育の一層の推進を図ります。その中で、情報を発信する際に相手の状況や気持ちを考えること、受信した情報が信頼できるものかどうか判断できる力を身につけさせるよう努めます。
- 学校で実施するいじめに関するアンケートに、ネットいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進めます。
- インターネットを通じて行われるいじめについては、外部専門機関等への協力を得て、対応に努めます。

【 いじめの解消 】

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為の解消：3か月以上被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいること。※いじめ被害の重大性等により期間については、適宜判断していく。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと：本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

3 いじめ防止等対策委員会の設置

いじめの防止等の取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、特定の教職員で対処するのではなく、必要に応じて外部専門家の参画も得ながら、学校全体で組織的な対応を行います。

(名称) 植木小いじめ防止等対策委員会

(構成) 一構成員数は年度による一

校長、教頭、児童指導委員会各ブロックより1名、養護教諭、教育相談コーディネーター、玉

縄中学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて学級担任など構成員を追加します。

(招集) 校長を委員長とし、委員長が招集します。教頭は副委員長となり、委員長の職務を代行できます。

(開催) いじめの事案が発生していない時でも、学期に1回程度は開催し、児童についての情報交換といじめ防止のための事例研究や研修を行います。また、次のことを担当します。

(担当)

- 「いじめ」防止対策の学校の基本方針決定や見直し、年間計画作成

- 「いじめ」の定期的な実態調査と把握

- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報を収集、記録

- 「いじめ」事案について、解決に向けた施策の立案・実行

- ・いじめの疑いのある情報があった際の学年会や職員会議等緊急会議の開催

- ・関係する児童への事実関係の聴取など、いじめに関連する情報の迅速な収集及び調査

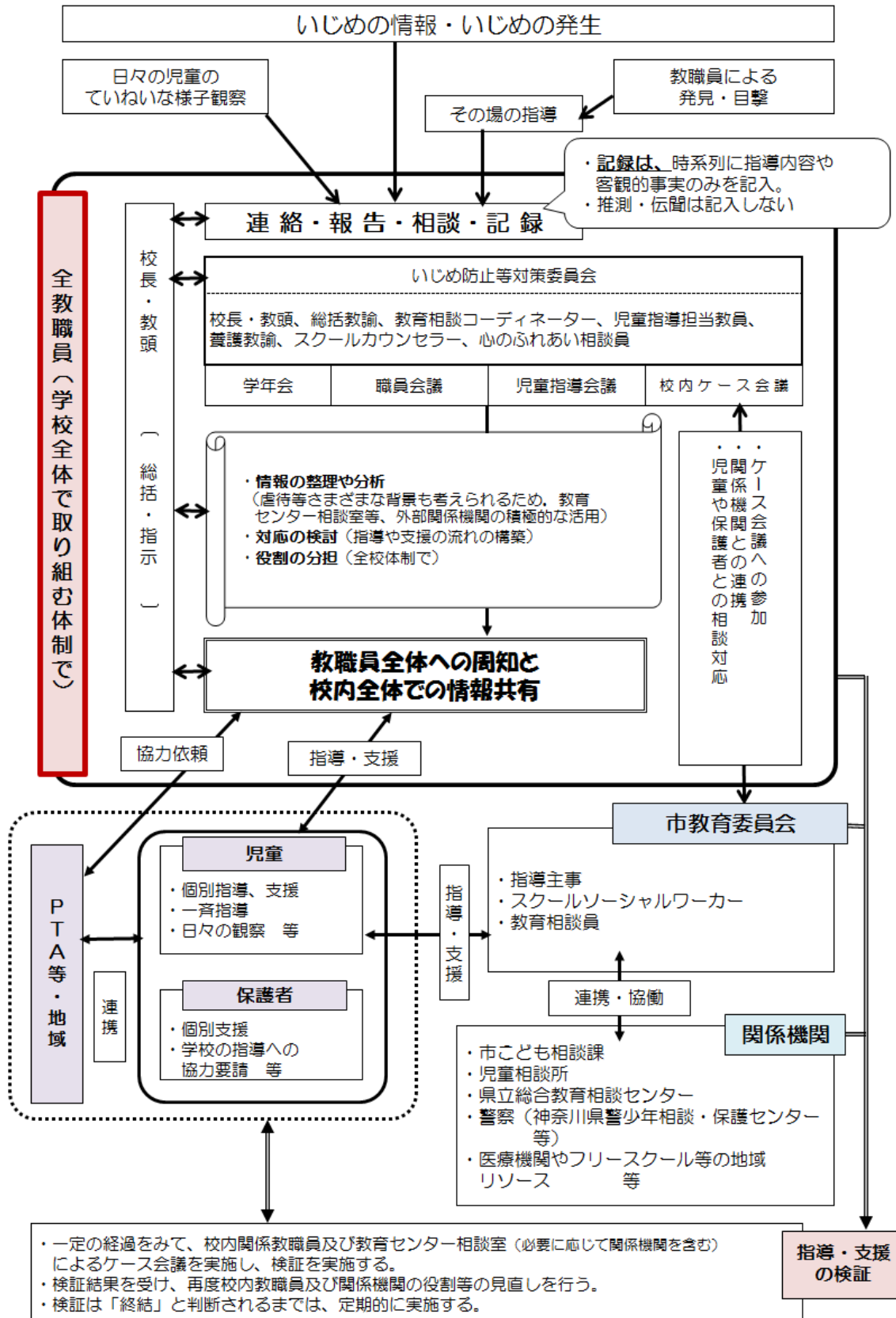
- いじめを受けた児童の保護や支援、いじめを行った児童に対する指導や支援、家庭や関係機関との連携

- 児童や保護者の相談や地域住民等からの通報の窓口

- 在校生やその保護者に対する情報提供

4. いじめの事案が発生した時の対応

いじめは多くの子どもたちが関係する場合があります。迅速にいじめの状況を把握するために、複数の教職員によるチームで対応します。全教職員が同じ姿勢で取り組むことができるよう、学校全体で支え合う指導体制で進めます。



5. 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめを受けていた児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合、若しくは、いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間（概ね 30 日。但し、連続して欠席している場合は、この目安にかかわらず。）欠席を余儀なくされている疑いがある場合を指します。

(2) 事態の発生を受け対応

○学校は直ちにいじめに係る重大事態と判断し、速やかに鎌倉市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議し「いじめ調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査に着手します。

また、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適正に対応します。

○児童やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査等に当たります。

○調査に当たっては「いじめ防止等対策委員会」の構成員が中心となり進め、事態の収束まで調査を続けます。なお、事案内容により構成員については鎌倉市教育委員会と検討し、校長が任命します。

【構成員】

いじめ防止等対策委員会の構成員に加え、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

○学校は調査内容を、鎌倉市教育委員会へ報告するとともに、必要な対応を協議します。

○学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと判断した場合、鎌倉市教育委員会においての調査を依頼します。

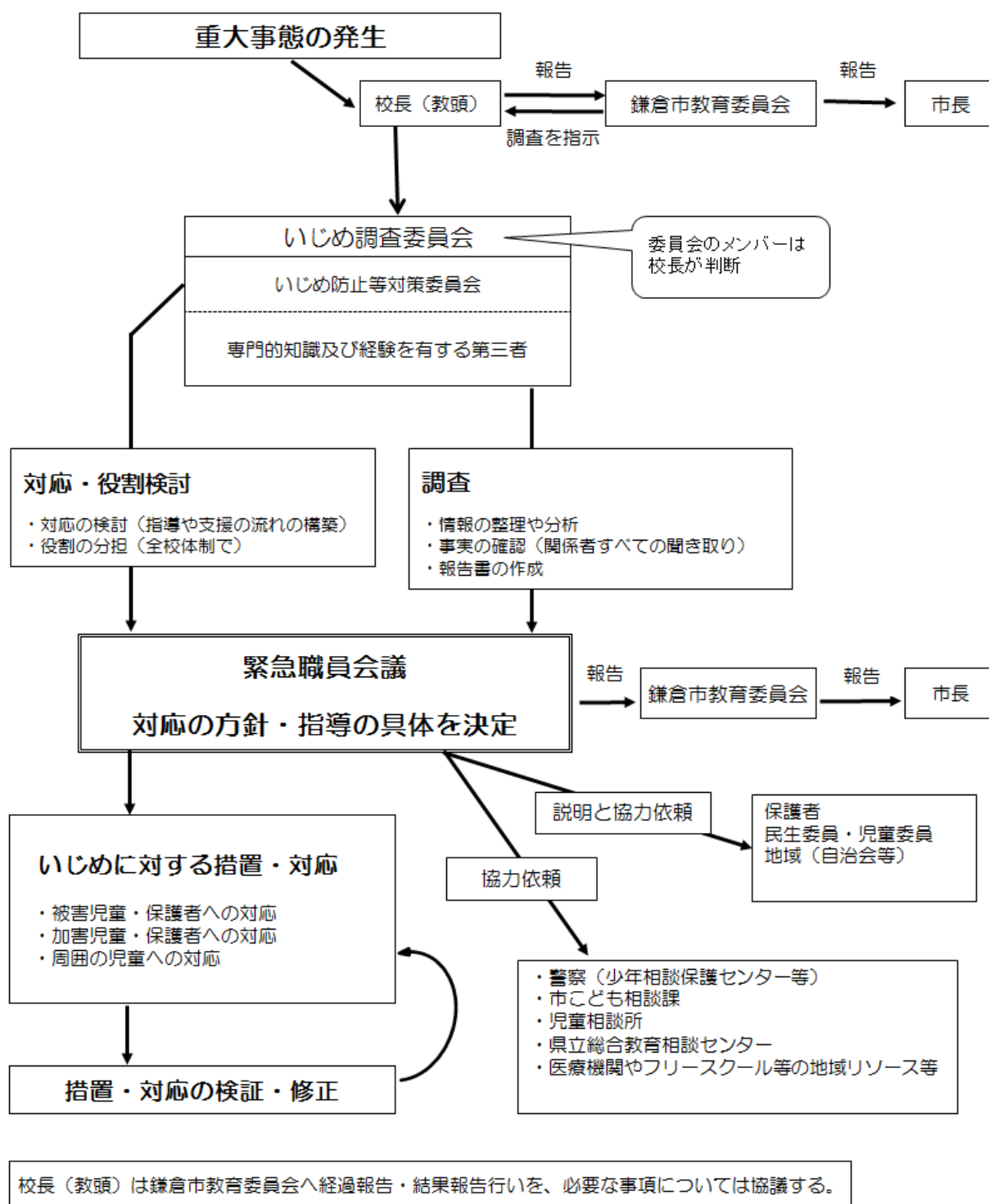
(3) いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供

○学校はいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。

○当該情報提供を行うに当たっては、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。

○調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて報告します。

☆重大事態に対するフロー



6 その他

学校で策定した「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付けるよう努めます。